

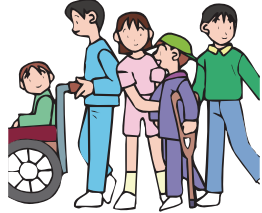
自助・共助・公助の輪

隣近所や町内会での防災活動

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、外国人の方々など、災害時に自分の身を守るために、何らかの手助けが必要な人達です。突然の災害に見舞われたとき、最も大きな被害を受けやすいのは、このような人達です。要配慮者の安全は、地域住民の協力があってこそ確保できます。

要配慮者の特性

- ・災害時の危険を察知することが困難である。
- ・自分の身に危険が差し迫っていても、助けを求めることができない、もしくは困難である。
- ・情報を受け取ることができない、又は正しく理解することができない。
- ・情報を受け取っても、それに対応して行動することができない、もしくは困難である。



防災訓練への参加

- ・支援者と一緒に避難経路や避難場所が確認できる。
- ・避難時にどのような支援が必要か把握できる。



要配慮者の身になって防災環境を点検する

- ・放置自転車はないか、耳や目の不自由な人や外国人向けの警報や避難の伝達方法があるか、要配慮者対応の環境づくりをする。



日頃から積極的なコミュニケーションを図る

- ・要配慮者と常日頃からコミュニケーションを図っておくことが大切です。

避難行動要支援者避難支援制度のご紹介

郡山市では、災害時にひとりで避難できないなど、特に支援が必要な方(避難行動要支援者)のうち、希望される方について、避難行動要支援者登録者一覧表を作成しております。

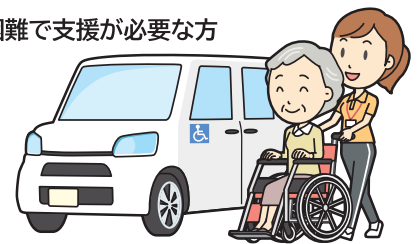
この一覧表は、地域支援者(町内会、自主防災組織、民生委員など)に提供し、避難支援・安否確認に活用されます。

対象者

在宅で生活している方で次のいずれか該当する方のうち、災害時に自力での避難が困難で支援が必要な方

- 1 75歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯
- 2 要介護3以上の認定を受けている方
- 3 療育手帳Aの交付を受けている方
- 4 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- 5 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方
- 6 その他避難支援等関係者等が支援の必要を認めた方

※家族から日常的に支援を受けることができる方、施設・病院等への長期入所(入院)されている方を除きます。



自分達で地域の防災マップを作る

- ・実際に地域を歩きながら、危険箇所や問題点を洗い出し、地図に記入する。
- ・消火栓、病院、公共施設、自動販売機、AEDの設置場所等を考慮し、学校及び職場から避難場所までの経路を記入する。
- ・洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの危険地域エリアに該当する場合は、その該当地域を盛り込む。
- ・完成した防災マップに自宅から避難場所までの経路を記入し、安全を確認する。
- ・家の中の目に付きやすい場所に、防災マップを張っておく。

